

第百二十三回国会 衆議院 厚生委員会 議 録 第三号

平成四年三月六日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 牧野 隆守君

理事 栗屋 敏信君

理事 野呂 昭彦君

理事 持永 和見君

理事 池端 清一君

理事 小沢 辰男君

理事 加藤 卓二君

理事 鈴木 俊一君

理事 戸井田三郎君

理事 宮路 和明君

理事 川俣健二郎君

理事 鈴木喜久子君

理事 竹村 幸雄君

理事 大野由利子君

出席国務大臣

厚生 大臣 山下 徳夫君

出席政府委員

厚生省保険局長 黒木 武弘君

社会保険庁運営 部長 奥村 明雄君

委員外の出席者

厚生委員会調査 室長 高峯 一世君

委員の異動

三月五日

辞任

柳田 稔君

同日

辞任

小平 忠正君

補欠選任

柳田 稔君

補欠選任

小平 忠正君

補欠選任

柳田 稔君

補欠選任

柳田 稔君

三月六日

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出第四七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

同月二日

姿勢保健均整師の国家資格取得に関する請願(渡部行雄君紹介)(第三三三三号)

看護婦確保法の制定に関する請願(上田哲君紹介)(第三三三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第三三三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四一三三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第四四一三三号)

○山下国務大臣 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府管掌健康保険につきましては、昭和五十六年度以降黒字基調で推移いたしてきており、積立金も平成三年度末には約一兆四千億円の規模に達することが見込まれます。今回の改正は、このような財政状況を踏まえて、一層の財政運営の安定を期するため、現行の財政運営を、おおむね五年を通じて財政の均衡が図られるような中期の財政運営に改めるとともに、保険料率及び国庫補助率について所要の調整を行うものであります。

また、これにあわせて、出産手当金の支給期間の改善を図るほか、今後の高齢社会を見据えて、健康保険制度及び国民健康保険制度等の重要な諸問題について早急に検討に着手するため、新たに政令で定める審議会として医療保険審議会(仮称)を創設すること等の改正を行うこととしております。

以下、この法案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一は、政府管掌健康保険の中期の財政運営の安定を図るための措置についてであります。

現行の単年度ごとの収支均衡を前提とした財政運営を、おおむね五年を通じて財政の均衡が図られるような中期の財政運営に改め、その間、短期的な景気変動等の影響を受けない安定的な保険料率を設定することとし、この場合、単年度における収支を調整する機能を果たす資金として事業運営安定資金を創設することとしております。

これに伴い、中期的な財政運営の安定が確保される範囲内で、保険料率及び国庫補助率を調整することとし、保険料率については、現在の千分の

八十四を引き下げ、法律上千分の八十二に改めるとともに、国庫補助率については、老人保健拠出金に対する国庫補助率、現行千分の百六十四は据え置くこととし、その他の保険給付に対する国庫補助率については、当分の間千分の百三十とすることとしております。

第二は、出産手当金の支給期間の改善についてであります。

出産手当金の支給期間については、分娩の日前四十二日、分娩の日以後五十六日以内において業務に服さなかった期間支給されることとなっておりますが、分娩が予定日よりおくれた場合でも、このおくれた期間について支給すること等の改善を図ることとしております。

なお、これにあわせて、政令で定める現行の分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費の額についても、二十四万円に引き上げることとしております。

次に、医療保険審議会の創設についてであります。

現在、国民健康保険については、専門審議会が設置されていないことから、社会保険審議会を発展的に改組し、健康保険事業、船員保険事業及び国民健康保険事業に関する重要事項を審議するため、新たに政令で定める審議会として医療保険審議会を創設することとしております。

以上のほか、標準報酬等級の下限の改定及び上限について現行政令で定めている部分を法定する等の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、本年四月一日からとしておりますが、審議会の創設に関する事項は、公布の日から三月を超えない範囲内で政令で定める日から、標準報酬に関する事項は、本年十月一日からとしております。

○牧野委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山下厚生大臣。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十二」を「千分ノ八十二」に改め、同条第二項を次のように改める。

政府ノ管掌スル健康保険ノ被保険者ニ関スル保険料率ハ保險給付、老人保健拠出金及退職者給付拠出金ニ要スル費用ノ予想額、保健施設及福祉施設ニ要スル費用(社会保険庁長官ガ必要アリト認ムル)トキハ厚生保険特別会計ノ健康勘定ニ置カル事業運営安定資金ヘノ繰入金ニ充ツル費用ヲ含ム)ノ予定額並ニ第七十九条ノ九ノ規定ニ依ル拠出金、国庫補助及当該事業運営安定資金ノ予定運用収入ノ額ニ照シ概ネ五年ヲ通ジ財政ノ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルコトヲ要ス

第七十一条ノ四第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「社会保険審議会」を「審議会」に改め、「第一項ノ保険料率」の下に「(本項ノ規定ニ依リ其ノ保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ変更後ノ保険料率)」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

社会保険庁長官ハ第一項ノ保険料率(第六項ノ規定ニ依リ其ノ保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ変更後ノ保険料率)トス本項ニ於テ之ニ同ジ)ガ前項ノ基準ニ適合セザルコト明トナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ第一項ノ保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

第七十九条ノ三第一項第一号中「第七十一条ノ四第五項」を「第七十一条ノ四第六項」に改め、同条第二項中「社会保険審議会」を「審議会」に改める。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則に次の一條を加える。

第十二條 当分ノ間第七十條ノ三第一項中「千分ノ百六十四乃至千分ノ二百ノ範囲内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル割合」トアリ及第七十條ノ四第一項中「前条第一項ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル割合」トアルハ「千分ノ百三十三」ト同条第二項中「前条第一項ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル割合」トアルハ「千分ノ百六十四」トス

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条ノ三中「社会保険審議会」を「政令ヲ以テ定ムル審議会(以下審議会ト称ス)」に改める。

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬		報酬月額額
	月額	日額	
第一級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満

第七級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第八級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第九級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一〇級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第二級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第三級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第四級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第五級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第六級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第七級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第八級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第九級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一〇級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第三級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第四級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第五級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第六級	四〇〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第七級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第八級	四七〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第九級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第一〇級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第一級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第二級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満

第三四級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六三三、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三五級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三六級	七一〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上

第三十二条第二項中「分岐ノ日前」を「分岐ノ日以前に、「分岐ノ日以後」を「分岐ノ日後」に改める。

第三十三条ノ九第二項、第三十三条ノ十四第一項、第三十三条ノ十五第三項、第五十二條ノ二第二項、第五十二條ノ三第二項、第五十七條ノ三第二項並びに第五十九條第八項及び第十項並びに附則第十八項及び第二十項中「社会保険審議会」を「審議会」に改める。

第三節 国民健康保険法の一部改正

第三十二条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

日次中第四條を「第四條の二」に改める。

第一章中第四條の次に次の一條を加える。

（諮問）
第四條の二 厚生大臣は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会に諮問するものとする。

第八十一條の九を次のように改める。

第八十一條の九 削除

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四條 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項中「社会保険審議会」を「船舶保険法第二條ノ三の政令で定める審議会」に改める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第五條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第三條中「積立金」を「事業運営安定資金」ヨリノ受入金、事業運営安定資金に改め、「国民健康

保険法ノ規定ニ依ル提出金」の下に「事業運営安定資金ヘノ繰入金を加える。

第七條第一項中「同勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ」を「事業運営安定資金ニ組入ルベシ」に改め、同條第二項中「同勘定ノ積立金を「事業運営安定資金」に改め、同條を第七條ノ二とし、第六條の次に次の一條を加える。

第七條 健康勘定ニ事業運営安定資金ヲ置キ同勘定ヨリノ繰入金及次條第一項ノ規定ニ依ル組入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

前項ノ健康勘定ヨリノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ繰入ルモノトス

事業運営安定資金ハ健康保険事業經營上ノ財源（健康保険事業ノ保健施設費及福祉施設費ニ充ツルモノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ含ム）ニ充ツルモノトシテ必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ繰入金ルルコトヲ得

第八條の次に次の一條を加える。

第七條ノ三 事業運営安定資金ノ受払ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ繰入歳出外トシテ經理ス

第九條及び第十三條中「健康勘定」を「事業運営安定資金」ニ改める。

第十八條ノ二中「健康勘定」及び「健康保険事業及」を削リ、「並ニ児童手当」を「及児童手当」に改める。

第十八條ノ三から第十八條ノ五までを次のように改める。

第十八條ノ三乃至第十八條ノ五 削除

第十八條ノ八第五項中「第七十一條ノ四第五項」を「第七十一條ノ四第六項」に改め、同條第六項中「第七十一條ノ四第三項」を「第七十一條ノ四第四項」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一條中健康保険法第一條の次に一條を加える改正規定、同法第三條ノ二第二項の改正規定、同法第二十四條ノ二を削る改正規定並びに同法第六十九條の十一、第七十一條ノ四第五項（社会保険審議会）を「審議会」に改める部分に限る。及び第七十九條ノ三第二項の改正規定、第二條の規定、船舶保険法第四條第一項及び第三十二條第二項の改正規定を除く。）、第三條の規定並びに第四條の規定並びに附則第十六條から第十八條までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一條中健康保険法第三條第一項の改正規定、第二條中船舶保険法第四條第一項の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定は同年十月一日から施行する。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二條 平成四年十月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この条において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三條第四項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の標準報酬月額が七万六千円以下であるものの標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、被保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、平成四年十月一日から平成五年九月三十日までの標準報酬とする。

第三條 新健保法第五十條第二項及び第六十九條の十八第一項の規定は、分べんの日がこの法律

の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者及び被保険者であつた者に支給する出産手当金について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

第四條 平成四年三月以前の月（新健保法第二十條の規定による被保険者については、同年四月以前の月）に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

第五條 新健保法附則第十二條の規定により読み替えられた新健保法第七十條ノ三第一項及び第七十條ノ四の規定は、平成四年度以降の国庫補助金について適用し、平成三年度以前の国庫補助金については、なお従前の例による。

（船舶保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六條 平成四年十月一日前に船舶保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（船舶保険法第十九條ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が七万六千円以下である者については、同年十月からその標準報酬額を改定する。

第七條 第二條の規定による改正後の船舶保険法第三十二條第二項の規定は、分べんの日が施行日以後である被保険者及び被保険者であつた者に支給する出産手当金について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

（厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 第五條の規定による改正後の厚生保険特別会計法（以下この条及び次條において「新特別会計法」という。）の規定は、平成四年度の予算から適用し、平成三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、厚生保険特別会計の健康勘定の平成三年度の決算上生ずる剰

余金及び同会計の業務勘定の同年度の決算上生ずる剰余金で第五条の規定による改正前の厚生保険特別会計法(次条において「旧特別会計法」という。第九条第一項の規定により健康勘定の積立金に組み入れられるべきものは、新特別会計法第七条第一項に規定する事業運営安定資金に組み入れるものとする。

第九条 旧特別会計法第七条第一項に規定する健康勘定の積立金は、施行日において、新特別会計法第七条第一項に規定する事業運営安定資金となるものとする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項を削る。

第十一条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項から第六項までを削る。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第十二条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「出産の前日」を「出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前」に、「以内及び出産の日以後五十六日以内」を「から出産の日後五十六日まで」の間に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第六十七条第一項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者に支給する出産手当金について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「出産の前日」を「出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前」に、「以内及び出産の日以後五十六日以内」を「から出産の日後五十六日まで」の間に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十九条第一項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者に支給する出産手当金について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

第十六条 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社会保険医療協議会法

目次及び第一章並びに第二章の章名を削る。

第十三条を第一条とする。

第十四条第一項中「左に」を「次に」に、「答申する外」を「答申するほか」に改め、同条を第二条とし、第十五条を第三条とする。

第十六条第二項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条を第四条とし、第十七条から第二十条までを十二条ずつ繰り上げる。

(地方自治法の一部改正)

第十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第七第一号の表中「社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第十四条第二項」を「社会保険医療協議

会法(昭和二十五年法律第四十七号)第二条第二項に改める。

(老人保健法の一部改正)

第十八条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第十四条第一項」を「社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第二条第一項」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

景気変動等に対して政府が健康保険の運営の一層の安定化を図るため、政府が健康保険財政の収支の中期の均衡を確保することとし、このため、中期的な政府が健康保険の保険料率の設定、厚生保険特別会計の健康勘定への事業運営安定資金の設置及び同勘定の積立金の事業運営安定資金への繰入れ並びにこれに伴う政府が健康保険に係る保険料率及び国庫補助率の調整の措置を講ずることとするほか、医療保険制度の現状にかんがみ、健康保険等の出産手当金の支給期間を改善し、及び新たに国民健康保険の運営に関する事項等につき審議会に諮問する旨の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年三月十一日印刷

平成四年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B